

5 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回の競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は昭和41年4月1日制定
 昭和45年1月22日一部改訂
 昭和48年7月10日一部改訂
 昭和54年5月9日一部改訂
 平成17年6月16日一部改訂